

- 4 解散法人の最終事業年度を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標の期間における業務の実績については、小樽商科大学法人等に係るものにあっては北海道国立大学機構が、奈良教育大学法人に係るものにあっては奈良国立大学機構が、附則第三条第二項の規定により適用される新国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、良國立大学機構に対してされるものとする。

5 次に掲げる業務について、小樽商科大学法人等に係るものにあっては北海道国立大学機構が、奈良教育大学法人に係るものにあっては奈良国立大学機構が、それを行うものとする。

一 解散法人の最終事業年度に係る準用通則法（新国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。次項において同じ。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報告書の作成等に関する業務

二 解散法人の最終事業年度における利益及び損失の処理

三 解散法人の積立金の処分

6 前項の規定により北海道国立大学機構又は奈良国立大学機構が行うものとされる同項各号に掲げる業務については、北海道国立大学機構又は奈良国立大学機構の行つた事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十二条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項のただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「解散法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（令和三年法律第四十一号）附則第五条第一項に規定する解散法人をいう。第四十四条において同じ。）の最終事業年度（同法附則第三条第二項に規定する最終事業年度をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。）」と「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度」とあるのは「解散法人の最終事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「解散法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において解散法人が積み立てた積立金」とする。

7 第一項の規定により解散法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(新法人への出資)

第六条 前条第一項の規定により新法人が解散法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新法人が承継する資産の価額（同条第六項の規定により適用される新国立大学法人法第三十二条第二項の規定による承認を受けた金額があるときは、又は政府以外の者から解散法人に出えんされた金額があるときは、それらの金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から新法人に対し出資されたものとする。この場合において、新法人は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、新法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
(解散法人が設置する大学に関する経過措置)

第七条 小樽商科大学法人が設置する小樽商科大学及び北見工業大学法人が設置する北見工業大学は、この法律の施行の時において、それぞれ北海道国立大学機構が設置する小樽商科大学及び北見工業大学となるものとする。

2 奈良教育大学法人が設置する奈良教育大学は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機構が設置する奈良教育大学となるものとする。

(帶広畜産大学法人及び奈良女子大学法人に関する経過措置
第一、看護大学法人は、二つ法律の施行の時において、ヒ

- （帯広畜産大学法人及び奈良女子大学法人に関する経過措置）

第九条 帯広畜産大学法人は、この法律の施行の時において、北海道国立大学機構となるものとする。

2 奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機構となるものとする。

（新法人の理事又は監事の任命に関する経過措置）

第九条 解散法人の役員であつた者（理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任命の際現に解散法人の役員又は職員でなかつたものを除く。）が、引き続き新法人の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新法人の役員又は職員である者とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

特許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

令和三年五月二十一日

御名　御璽

法律第四十二号

（特許法等の一部を改正する法律）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第六項中「第四項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは」を削り、「限り」の下に「經濟産業省令で定めるところにより」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、故意に、第四項に規定する期間内に前項に規定する翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

第四十一条第一項第一号中「を先の出願の日」を「が故意に先の出願の日」に、「することができなかつたことについて正当な理由がある」を「されなかつたものでないと認められる」に改め、「期間内に」の下に「經濟産業省令で定めるところにより」を加える。

第四十三条の二第一項中「その特許出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ」を削り、「期間内に」の下に「經濟産業省令で定めるところにより」を加え、同項に次のことわざを加える。

ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。